

議題1:市町村における行政課題と連携・支援のあり方について

【事務局より、資料1-1、資料1-2について説明】

分科会で出された意見をとりまとめたものであり、この会議でオーソライズするものではない旨を確認。
その他、特に新規事業を中心に質問等あり。

議題2:地方分権の動きについて

【事務局より、資料2について説明】

特に義務付け枠付け、一括交付金等について意見交換

(出された主な意見)

- ・ 自治法改正により、議院内閣制が導入されるとも聞いている。市町村の議会改革が進む中、このような方針を踏まえてどのようにしていくべきか、悩んでいる。
- ・ 条例の制定について、正直、単独で対応していいのかが不安がある。
- ・ 一括交付金化により、配分が集中される、新たな一極集中という懸念がないのか。
- ・ 基礎自治体としては、何があっても対応できるように、体力や職員の意識向上に向けて今から取り組んでいく必要がある。
- ・ 目の前の規制緩和の動きと、将来的な成果を問われるもの、我々の中で切り分けをしっかりとっていく必要がある。
- ・ 例えば公営住宅について、収入の最低基準があるために空き部屋が生じている。自治体の裁量で、空いている部屋については下限をあげていり柔軟な対応が可能となれば、それは素晴らしいこと。歩道の基準等も同様。見直せばもっといろいろな問題がでてくるのではないかと。
- ・ 今までの補助金の悪い面は、事務費に制限があること。使い方はもっと自治体にまかせるべき。
- ・ 分権にむけて動き出したことは評価。ただし一方で小規模自治体としては、よりどころとなる根拠や基準がほしいという気持ちはある。裁量が広がる面はあるが、反面、不安を感じる
- ・ 自治体の職員の数も削減しており、そのレベルをあげることも重要だが、より効率的な仕組みを作りながら、地域主権に対応していく必要がある。
- ・ 小規模な自治体と、大規模な自治体と同じ権限を下ろされても、できるものとできないものがある。小さい自治体についてはもっと県の方に権限があってもいいのではないかと。
- ・ 小規模な自治体で、農業委員会や教育委員会が本当に必要なのか。市町村長に権限があってもいいのではないかと。自治体の規模によって、地方分権のあり方を考えていいのでは。
- ・ 義務づけの見直しにより市町村の裁量が高まれば、市町村ごとに差が生じてくる。一部の分野においては、広域連携に逆行するようなことにならないかと。
- ・ 地方側が、県と市町村、市と町村の役割分担を整理し、共有しないと、対応の際に混乱が生じてくると思われる。
- ・ 県だけでなく、市町村だけでもなく、一緒に考えていくことが大切。一つには決められないのではないかと。
- ・ 県と市町村と、いろいろ連携して意見交換をしながらやっていくことが重要。